

民事訴訟法

(問題)

2025年度

注意事項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に3箇所に入力してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子・下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（80点）

以下の【事実の概要】を読んで、〔設問1〕と〔設問2〕に答えなさい。なお、〔設問1〕と〔設問2〕は独立した問題である。

【事実の概要】

1. XとCは、ともにBの子である。Bが家業である材木商の資材置場として使用していた土地（以下「本件土地」という。）は、もとAの所有であった。
2. XがBの材木商を継ぎ、本件土地も譲り受けた。Xは、家業拡大のため本件土地を処分して資金調達をしようとしたが、本件土地の登記はAからCに売買を原因とする所有権移転登記がされ、その後に相続を原因としてCの妻であるYに所有権移転登記がなされていることがわかった。Xは、Yと話し合いの場を設けたが、決裂した。
3. そこで、Xは、以下のとおり主張してYを被告として本件土地の所有権がXにあることの確認と、本件土地の所有権に基づきXへの所有権移転登記を求める訴えを併合して提起した（以下「前訴」という。）。

「本件土地は、もとAの所有であったところ、本件土地を、AからBが平成3年ごろ買い受けた。その後、XがBを手伝って家業に従事するようになり、やがて一人でこれを取り仕切ってBの跡取りとしての地歩を固めたことから、BはXに本件土地を贈与した。しかし、本件土地には、Y名義の所有権移転登記がなされているので、本件土地の所有権の確認と所有権に基づく所有権移転登記手続を求める」。

4. これに対して、Yは、「本件土地はAから夫のCが平成8年ごろ買い取ったものであり、本件土地はCからYが相続したものである」と主張した。

〔設問1〕

前訴において、Xの主張は認められず、Xの請求は棄却された。しかし、その後もXは本件土地の所有を主張し続けている。そこで、Yは本件土地の所有権確認を求める訴えを提起した（後訴）。後訴裁判所はYの訴えをどのように処理すべきか。Xが前訴で勝訴判決を得て確定した後にYが後訴で所有権確認の訴えを提起した場合と比較して、①前訴と後訴の訴訟物をどのように捉え、②既判力がどのように作用するかといった点に言及しつつ答えなさい。

〔設問2〕

前訴の裁判所は、証拠調べなどを実施して弁論を終結し、以下のとおり、理由を述べてXの請求を棄却する判決をした。この判決は弁論主義に反しないかにつき論じなさい。

「証拠によれば、Aは本件土地をBに売却したことが認められるが、BからXへの贈与は認定できない。また証拠によれば、Bは当初跡取りとして考えていたXと不仲になり、半面、CがBを手伝って家業に尽力するようになり、Xに代わってBの跡取りとしての地歩を占めていた。Bは平成8年ごろに死亡したが、Bの死亡直前の意思としては、本件土地をCに贈与することを認めていた、などの事実を認定できる。そして、Cの死亡により、Yが本件土地の所有権を相続により取得したものである」。

〔以下余白〕

